

第 1 編 行政事件訴訟法

I 行政事件訴訟法とは

ア 行政 「国家作用」のうち、「立法」「司法」を除いた作用（憲法 65 条）。

イ 事件 「具体的」に「訴訟手続の対象」「審判手続の対象」となった「事柄」。

ウ 行政事件

「司法」に含まれる。すなわち、「行政事件の裁判」も、「法律上の争訟」であれば、「司法権の範囲」（憲法 76 条 1 項）に含まれる。具体的には、「行政事件訴訟」のうち、「抗告訴訟」「当事者訴訟」は、「司法権の範囲」（憲法 76 条 1 項）に含まれる。これに対して、「民衆訴訟」「機関訴訟」は、裁判所法 3 条 1 項における「その他法律において特に定める権限」の「法律において特に定める権限（行政権限）」である。

エ 訴訟

「国家」の「裁判機関」に対して、「紛争」の「当事者の一方」が「他方」を相手方として、「法律上自己に有利な解決」を「訴求」し、相手方が「争う」場合に、「当該裁判機関」が、「法律的判断」を下して、「双方の法律関係を確定」する「手続」。「訴訟」の「種類」には、「民事訴訟」「刑事訴訟」「行政事件訴訟」がある。

（ア）裁判

① 「通常」「司法機関」である「裁判所」「裁判官」が、「具体的事件」についてする「公権的な判断」。

② 「この他」「両議院」による「所属議員についての資格争訟の判断」（憲法 55 条）、「弾劾裁判所の判断」（憲法 64 条）も、「裁判」という。

（イ）判断の主体

「訴訟」における「判断の主体」は、「裁判所」である。「行政庁」ではない。「行政不服審査法」は、性質上「司法」ではある（憲法 76 条 2 項後段）ものの「訴訟」ではないので、「判断の主体」は、「裁判所」ではなく、「行政庁」である。

（ウ）訴訟の作用

「訴訟」における「判断の主体」は、「裁判所」なので、「訴訟の作用」は、原則として「司法」である。このことは、「民事訴訟」「刑事訴訟」「行政事件訴訟」のうちの抗告訴訟、当事者訴訟」

には当てはまる。ただし、「行政事件訴訟のうちの民衆訴訟、機関訴訟」の作用は、「行政」である。

(エ) 行政作用を裁判所が担当する場合

- ① 「訴訟」手続によって担当する場合 「行政事件訴訟のうちの民衆訴訟、機関訴訟」である。
- ② 「非訟」手続によって担当する場合 「非訟事件手続法」「家事審判法」「少年法における少年審判」である。

オ 法

法令の末尾の文字が「法」の場合は、「法律」を意味する。例外は、「憲法」である。「憲法」は、「法律」ではない。「憲」は、「もともになるおきて」である。

(ア) 憲法

- ①実定法 国の最高法規（98条1項）。
- ②固有の意味の憲法 「政治権力」の「基本的な在り方」を決めている「法規範」。
- ③立憲的意味の憲法 「人権保障」および「権力分立」を内容とする。

Ⅱ 行政事件訴訟法 目次

第1章 総則（1条から7条）

ア 総則

「総括的」「基本的」「共通的」な「定め」。具体的な規定は、「目的規定」「趣旨規定」「定義規定」「法令全体に通じる原則規定」「法令全体に通じる共通規定」等である。

第2章 抗告訴訟

1 抗告

- ① 「民事訴訟法」 「決定」「命令」という「裁判」に対する「上訴」をいう（328条1項）。
- ② 「刑事訴訟法」 「決定」という「裁判」に対する「上訴」をいう（419条）。「刑事訴訟法」上、「命令」という「裁判」に対する「上訴」は、「準抗告」という（429条）。

2 訴訟

「国家」の「裁判機関」に対して、「紛争」の「当事者の一方」が「他方」を相手方として、「法律上自己に有利な解決」を「訴求」し、相手方が「争う」場合に、「当該裁判機関」が、「法律的判断」を下して、「双方の法律関係を確定」する「手続」。「訴訟」の「種類」には、「民事訴訟」「刑事訴訟」「行政事件訴訟」がある。

(1) 争訟

「法律上の権利義務の存否」「法律関係の存否」「法律関係の形成」に関して、「対立する当事者間」の「具体的な争い」に対して「公権的な裁断」を下す「手続」。つまり、「司法」。

(2) 非訟

「行政」。「非訟事件手続法に規定されている事件」「非訟事件手続法の総則が適用又は準用される事件」。「民事争訟事件」と区別する意味での「民事非訟事件」は、「民事上の生活関係」につき「私的自治」に委ねないで、「裁判所が介入」して、「後見的作用」を営む事件。

3 抗告訴訟

この法律において「抗告訴訟」とは、「行政庁」の「公権力の行使」に関する「不服」の「訴訟」をいう（3条1項）。

(1) 行政庁

「行政主体」の「意思」を「決定」「表示」する「行政機関」（作用法上の行為に着目した概念）をいう。

(2) 行政主体

「行政機関」が「帰属」する「法主体」をいう。

(3) 行政機関

- ① 「行政組織」 「事務分配の単位」の意味で用いられる。すなわち、「国の行政機関」は、「内閣の統轄」の下における「行政機関」で、「内閣府以外のもの」をいう（国家行政組織法1条）。この場合の「行政機関」の「種類」は、「省」「委員会」「庁」である（国家行政組織法3条2項）。たとえば、財務「省」、公害等調整「委員会」、消防「庁」である。
- ② 「行政作用」 「行為の主体」に着目して用いられる。たとえば、「無線局開設」の「免許」について、これを与える「行政庁」である「総務大臣」。「行政庁」である「総務大臣」の「補助機関」である「局長」「部長」等。この場合の「行政機関」の「種類」は、「行政庁」「補助機関」等である。
- ③ 要するに、「法務省」は「行政組織」上、「事務分配の単位」の意味での「行政機関」である。これに対して、「法務大臣」は、「行政作用」

上、「行為の主体」に着目して用いられる意味での「行政機関」である。

(4) 公権力の行使

法律に基づいて行政庁が「一方的／強制的／優越的地位に基づいて」に「国民の権利・財産に介入を加え、義務を賦課する行為」。すなわち、「公権力」は、「一方的／強制的／優越的地位に基づいて／相手方の同意を得ないで」という意味である。それは、「私法上の行為（民事上の行為）」ではないことを意味し、その行為に関する紛争は、「行政事件訴訟」によって解決されるべきであり、「民事訴訟」によって解決されるべきではないことを意味する。逆に、「事実行為」であるために「処分」とはいない「行政活動」であっても、それが「権力的」事実行為であれば、「公権力の行使」に当たる行為ということとはできる。たとえば、

- ① 「空港・基地供用行為」 「公権力の行使」に当たる行為なので、「空港・基地供用行為」の「差止め」を、「民事訴訟」「民事保全における仮処分」でもって争うことはできないことになる。
- ② 「代執行」「直接強制」「即時強制」 「行政庁が、一方的に、私人の身体・財産等に実力を行使して、行政上望ましい状態を実現する事実行為。」なので、行政事件訴訟法3条2項の「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」のうちの「公権力の行使に当たる行為」である。

(5) 不服（の訴訟）

「服」は「従う」「満足する」。したがって、「不服」は、「従わない」「満足しない」「争う」。

- ① 「民事訴訟法」 「裁判所・裁判官の裁判」「裁判所の処分」によって、「違法」に「不利益を受ける者」が、「裁判所」に対して、「裁判」「処分」の「取消し」「変更」を「求め」る「申立て」。
- ② 「行政事件訴訟法」 「行政庁の処分その他公権力の行使」によって、「違法」に「不利益を受ける者」が、「裁判所」に対して、「処分その他公権力の行使」の「取消し」「変更」を「求め」る「申立て」。
- ③ 「行政不服審査法」 「行政庁の処分その他公権力の行使」によって、「違法又は不当」に「不利益を受ける者」が、「行政庁」に対して、「処分その他公権力の行使」の「取消し」「変更」を「求め」る「申立て」。「行政不服審査法」上の「不服申立て」の「種類」には、「審査請求」「異議申立て」「再審査請求」がある（3条）。

(6) 公権力の行使に関する不服

「権利の有無を争う」のではなく、「公権力の発動または不発動という行為を争う」という意味である。すなわち、「権利の有無」を「直接争う」のではなく、「公権力の発動または不発動という行為に着目」し

て、「その行為を争う」という意味である。

第1節 取消訴訟（8条から35条）

1 取消訴訟

「処分の取消し訴え」（3条2項）と、「裁決の取消し訴え」（3条3項）とがある。

（1）処分

その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められるもの。

（2）裁決

「審査請求」「異議申立て」「その他の」「不服申立て」に対する、「行政庁」の、「裁決」「決定」「その他の行為」をいう（3条3項）。

ア 裁決

① 「却下」「裁決」（行政不服審査法40条1項・56条・51条1項）。

② 「棄却」「裁決」（行政不服審査法40条2項・56条・51条2項）。

③ 「認容」「裁決」。「認容」「裁決」には、「取消し」「撤廃」「変更」の3種類がある。

【取消し】 「処分」であって「事実行為を除くもの」の「効果」を失わせることである（行政不服審査法40条3項・56条・51条3項）。

【撤廃】 「事実行為」の場合に行われる（40条4項・56条・47条4項）。

【変更】 「事実行為であるか否かにかかわらず」行われうる（40条5項・47条3項4項）。

【「取消し」と「変更」の区別】 「量的変化／質的变化」による。すなわち、「2か月間10パーセント減給」という「懲戒処分」を、「1か月間5パーセント減給」にする場合には、「量的変化」なので、「一部」「取消し」であり、「減給」を「戒告」にする場合には、「質的变化」なので、「変更」である。

イ 決定

① 「却下」「決定」（行政不服審査法47条1項・50条1項）。

② 「棄却」「決定」（行政不服審査法47条2項）。

③ 「認容」「決定」。「認容」「決定」には、「取消し」「撤廃」「変

更」の3種類がある。

第2節 その他の抗告訴訟（36条から38条）

1 その他の

「A」「その他の」「B」という場合、AはBの一部として包含され、その例示である場合に用いられる。

2 抗告訴訟

この法律において「抗告訴訟」とは、「行政庁」の「公権力の行使」に関する「不服」の「訴訟」をいう（3条1項）。

（1）行政庁

「行政主体」の「意思」を「決定」「表示」する「行政機関」（作用法上の行為に着目した概念）をいう。

（2）公権力の行使

法律に基づいて行政庁が「一方的」に「国民の権利・財産に介入を加え、義務を賦課する行為」。すなわち、「公権力」は、「一方的」「相手方の同意を得ないで」という意味である。それは、「私法上の行為（民事上の行為）」ではないことを意味し、その行為に関する紛争は、「行政事件訴訟」によって解決されるべきであり、「民事訴訟」によって解決されるべきではないことを意味する。

第3章 当事者訴訟（39条から41条）

1 当事者訴訟

「当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするもの」（前段・形式的当事者訴訟）及び「公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟」（後段・実質的当事者訴訟）をいう（4条）。

（1）形式的当事者訴訟

「当事者訴訟」の「形式」は採るが、「実質」は「抗告訴訟」である「行政事件訴訟」。2類型ある。①原処分自体が、当該法律関係に関する対立する当事者間の紛争の審理を経て行われるので、当該処分に対する訴訟も、原処分の際の当事者を被告とするほうがよいもの。②紛争の実態が、当該法律関係の当事者間の財産上のものであり、公益と直接に関わるものではないので、直接に利害関係を有する他方当事者を被告として、当事者間で争わせることが適切であるもの。

(2) 実質的当事者訴訟

「公法上の法律関係」を争うという点以外は、「通常の民事訴訟と変わるところはない」「行政事件訴訟」。すなわち、「実質的当事者訴訟」と「民事訴訟」との区別基準は、争われている「法律関係」が、「公法上」か「私法上」かによる。

ア 公法

「権力関係の法」「公益に関する法」「国家に関する法」。具体的には、

- ① 「一般的」 「憲法」「行政法」のほか、「刑法」「訴訟法」も含まれる。
- ② 「新司法試験」 「憲法」「行政法」。「刑法」「刑事訴訟法」は、「刑事」系である。

イ 私法

「対等関係の法」「私益に関する法」「私人に関する法」

ウ 法律関係

「人の経済社会生活を構成する諸関係」のうち、「法の規律、法的保障を受ける関係」。例えば、【AとBとは友人であるという関係】は、「法律関係」ではない。これに対して、「AとBとは親子であるという関係」は、「法律関係」である。なぜなら、「親子」であれば、「民法」「親族編」の規定その他の法令の規律を受ける関係だからである。

第4章 民衆訴訟及び機関訴訟（42条・43条）

1 訴訟

「訴訟」には、「主観訴訟」と「客観訴訟」とがある。第4章で「訴訟」とは、「客観訴訟」を意味する。

(1) 客観訴訟

「司法（憲法76条1項）」「法律上の争訟（裁判所法3条1項前段）」には該当せず、「裁判を受ける権利（憲法32条）」が憲法上保障されているものではない。「その他法律において特に定める権限（裁判所法3条1項後段）」として、「法律」によって「裁判所」に付与された「行政作用」である（憲法65条における「行政」についての行政控除説）。

(2) 区別の実益

「主観訴訟」と「客観訴訟」との区別の実益は、「法律の特別の定め」がなくても、認められるか否かである。たとえば、地方自治法上の「住民訴訟」は、「客観訴訟」であると位置付けられている。しかし、「通常

の住民」は「納税者」ので、「原告適格」を「きわめて緩やか」に解すれば、「納税者」としての「権利利益侵害」として、「主観訴訟的色彩」を帯びる。このように考えることができるのであれば（一般にはできないと考えられている）、「住民訴訟」は、「法律（地方自治法）の特別の定め」がなくても、認められることになる。

2 民衆訴訟

「国又は公共団体の機関の法規に適合しない行為の是正を求める訴訟」で、「選挙人たる資格その他自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するもの」をいう。

（１）例

- ① 住民訴訟（地方自治法 242 条の 2）
- ② 条例の制定改廃の直接請求の署名簿の効力を争う訴訟（地方自治法 74 条の 2 第 8 項・9 項）
- ③ 選挙の効力に関する訴訟（公職選挙法 203 条・204 条）
- ④ 当選の効力に関する訴訟（公職選挙法 207 条・208 条）

（２）国

「国家」。「国家」を「法律上の権利義務の主体」として表す場合に用いる。たとえば憲法 17 条の「国又は公共団体」における「国」。

（３）公共団体

「法令」の規定により、「国」によってその「存立の目的」を与えられた「団体」。「別名」として、「公法人」「公法上の法人」とも呼ばれる。「特色」は、「目的の公共性」「目的遂行の義務」「公権力の行使権限」「国の特別の監督」等である。「種類」は、3 種類である。

- ① 地方公共団体 国と同様に、統治団体
- ② 公共組合（土地改良区、水害予防組合等） 社団法人
- ③ 営造物法人（事業団等） 財団法人

ア 地方公共団体

「住民の福祉の増進を図ること」を基本として、「地域における行政」を、「自主的かつ総合的に実施」する役割を広く担う（地方自治法 1 条の 2 第 1 項）、「法人」である（2 条 1 項）。「種類」は、

【地方公共団体】 「普通地方公共団体」と「特別地方公共団体」である（1 条の 3 第 1 項）。

【普通地方公共団体】 「都道府県」と「市町村」である（1 条の 3 第 2 項）。

【特別地方公共団体】 「特別区」「地方公共団体の組合」「財

産区」「地方開発事業団」である（1条の3第3項）。

イ 論文式試験における出題のされ方

「〇〇県」「〇〇知事」あるいは「〇〇市」「〇〇市長」という文字が問題文にある。この場合、「〇〇県」「〇〇市」は「行政主体（被告）」であり、「〇〇知事」「〇〇市長」は「行政機関（行政庁）」である。そして、「〇〇知事」「〇〇市長」が「行政庁」として「処分」を行うが、「被告」は「〇〇県」「〇〇市」である（行政主体主義）。「〇〇県」「〇〇市」→普通地方公共団体→地方公共団体→公共団体。

（４）機関

「法人」の「意思決定」をし、「行為を執行」し、又は「それらを補助する」地位にある「自然人」又は「組織体」。「種類」は、

ア 組織面

「独任制（大臣、代表取締役）」と「合議体（国会、内閣、株主総会）」に分けられる。

イ 職務面

「意思機関」「執行機関」「諮問機関」等に分けられる。

（５）法規

- ① 「最広義」 「法規範一般」
- ② 「広義」 「一般的・抽象的」「法規範」。ここでは、「具体的」な「裁判」「処分（行政行為）」は除かれる。
- ③ 「狭義」 「国民の権利義務」に関する「法規範」。これは、憲法41条の「立法」に当たる（狭義説）。

ア 規範

のっとるべき「規則」。判断・評価・行為をする場合の拠るべき「基準」。このうち、「法規範」は、一定の行為を命ずる「行為規範」であるのみならず、規範違反に対して制裁を定める「強制規範」でもあることが多い。

イ 一般的（法規範）

法規範が、「不特定多数の『人』」に対して、適用されること。たとえば、「法律」が、「不特定多数の『人』」に対して、適用される法規範であること。

ウ 抽象的（法規範）

法規範が、「不特定多数の『事件』」に対して、適用されること。たとえば、「法律」が、「不特定多数の『事件』」に対して、適用される法規範であること。したがって、「措置法」（処分的法律）は、「個別具体的な事件」についての法律という意味で、「一般的

(法規範)」「抽象的(法規範)」とはいえない。これは、そもそも「国民の権利義務」に関する「法規範」として、憲法41条の「立法」(狭義説)にすら当たらないので、その作用は「行政」である。しかし、「措置法」(処分的法律)は、「法律の抽象性」との関係で、「権力分立の核心」が侵され、「国会と内閣との憲法上の関係」が「決定的に破壊」されない限り、「憲法65条」「権力分立制度」に違反しない。また、「措置法」(処分的法律)は、「法律の一般性」との関係で、「社会国家」に相応しい「実質的・合理的な取扱いを設定する趣旨」のものであれば、「平等原則」に違反しない。なお、「一般性」と「抽象性」を合わせて「一般性」ともいう。

(6) 選挙人

「一般的」な意味での「有権者」のこと。すなわち、「選挙人」とは、「公務員」を「選挙」する権利を有する者。

ア 公務員

- ① 「一般的」 「国又は地方公共団体」の「公務」を担当する者。
- ② 「国家公務員法」「地方公務員法」 「国会議員」「地方議会議員」等を除いた「公務員」。「国家公務員法」は、憲法73条4号の「官吏に関する事務を掌理する基準」を定めるものである(国家公務員法1条2項)。「官吏」とは、「一般的」には「国家公務員すべて」であるが、「憲法73条4号の官吏」は「権力分立上、国会議員は含まれない」ことになる。また、「地方公務員法」の「具体的な目的(AよりBもってCにおけるB)」は、「地方公共団体の『行政』の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障すること」にある(地方公務員法1条)。したがって、「地方議会議員」は除かれる。
- ③ 「刑法」 「国又は地方公共団体の職員」「その他」「法令により公務に従事する『議員』、委員その他の職員」(刑法7条1項)。

イ 選挙

「特定の地位に就くべき者」を「多数人によって選定」する「行為又は手続」。「選挙」の「方法」は、通常「投票」という方法である。

ウ 投票

「選挙」「採決」に際して、「選定」「賛否」の「意思表示」と

して「票」を「投ずる」こと。

(7) 資格

その人が備えていなければならない条件。

(8) その他

したがって、「法令用語」を「正しく」用いていれば、「選挙人たる資格」は、「自己の法律上の利益にかかわらない資格」の「例示」ではないことになる。

(9) 自己の法律上の利益にかかわらない資格

したがって、「民衆訴訟」は、「主観訴訟」(司法)ではない。

3 機関訴訟

「国又は公共団体」の「機関相互間」における「権限」の存否又はその行使に関する「紛争」についての「訴訟」。

(1) 国

「国家」。「国家」を「法律上の権利義務の主体」として表す場合に用いる。たとえば憲法17条の「国又は公共団体」における「国」。

(2) 公共団体

「法令」の規定により、「国」によってその「存立の目的」を与えられた「団体」。

(3) 機関

「法人」の「意思決定」をし、「行為を執行」し、又は「それらを補助する」地位にある「自然人」又は「組織体」。

(4) 権限

① 「行政法」 「国家又は公共団体」の「機関」が、「法令」の規定に基づいて、その「職権」を行いうる「範囲」。

② 「私法」 「ある人が他人のため」に、「法令」「契約」の規定に基づいて、することができる「権能」の「範囲」。

ア 権能

「権限」「権利」「権利の機能」。「力点」「重点」は、

【権能】 「能力の内容」である。

【権限】 「限界」である。

イ 権利

「一定の利益」を「請求」「主張」「享受」することができる「法律上」「正当」に認められた「力」。「相手方」に対して、「作為又は不作為」を「求める」ことができる「権能」である。「相手方」は、この「求め」に対して、対応する「義務」を負う。

(5) 紛争

「紛」は、「もつれる」「入り乱れる」。

(6) 訴訟

ここでは、「客観訴訟」を意味する。

第5章 補則（44条から46条）

1 補則

「対する語」は、「本体」。すなわち、「補則」とは、「法令」の「本体」部分をなす規定を「補うため」に設けられた「補完的」な「規定」。「補則」は「本則」の「一部」をなすので、「附則（経過規定／施行期日）」とは異なる。「附則」に対する語は、「本則（本体および補則）」。「今は、「補則」と表記せず、「雑則」と表記することが多い（会社法第7編 雑則）。

(1) 令の構成

「法令」は、「本則」と「附則」から構成される。「本則」は、「本体」と「補則」から構成される。

(2) 本体

「本則」の「本体的部分」。たとえば、「行政事件訴訟法」の「本体」は、「行政事件訴訟」である。したがって、「行政事件訴訟」ではない訴訟である「争点訴訟」（45条）は、「補則」に置かれている。すなわち、「争点訴訟」は、「現在の法律関係」に関する「民事訴訟」（私法上の権利・法律関係に関する訴訟）である。

(3) 本則

「法令」のうち、「立法目的」である事項についての「実質的規定」を定める「本体」の「部分」。「本則」は、「本体」部分それ自体と、「本体部分それ自体を補う」「補則」とから構成される。

(4) 附則

「本則」に付属して法令の「付随的事項」を定めることを目的として置かれる「法令」の「一部」。たとえば、「施行期日」「経過的規定」「関係法令の改廃」等に関する事項。「補則」は「本体」の「補完的事項」であるのに対して、「附則」は「法令」の「付随的事項」である。